

平成 26 年 1 月 10 日
厚生労働省

「諮問第 33 号の答申 患者調査の変更及び患者調査の指定の変更について」（平成 23 年 4 月 22 日府統委第 51 号）における「今後の課題」における指摘事項への対応状況

1 DPC 調査やレセプト情報の利用

DPC 調査^(注)やレセプトのデータの本調査における活用に向け、検討を進めること。
なお、活用の形態としては、基本的に、①医療施設が、患者調査（以下「本調査」という。）の調査票を作成する際に、保管している DPC 調査やレセプトのデータを、本調査の電子調査票に転送する方法、及び②厚生労働省が、本調査の集計を行う際に、本調査の調査票情報と保管している DPC 調査の情報とを同定、結合する方法の 2 種類が想定できる。

については、前記の検討に当たっては、2 種類の方法それぞれに関して、技術的可能性や本調査結果の有用性に与える影響等を検証し、活用の可否を判断すること。

(注) 「DPC 導入の影響評価に係る調査」を指す。

【対応】

DPC 調査及びレセプト情報の利用について、厚生労働科学研究費補助金における研究報告（厚生労働科学研究費補助金「患者調査、医療施設等から得られる地域の患者動態や医療機能に関する情報を地域保健医療計画の策定と評価へ活用する手法に関する研究」研究代表者伏見清秀 平成 25 年 3 月）（以下、「研究報告」という。）を踏まえて検討を行った結果、DPC 調査データ及び診療録情報等を読み込む機能を付加した電子調査票（オンライン調査票）を提供することで対応することとする。

(1) DPC 調査の利用

DPC 調査は、「DPC 導入の影響評価」を目的として、厚生労働省が対象急性期病院における退院患者の情報を収集する調査であり、内容は患者調査の調査項目と一部類似している。これを患者調査に利用することにより、記入者の負担軽減を図ることができる。

厚生労働省が保管している DPC 調査データを DPC 導入の影響評価以外を目的として第三者へ提供する場合については、提供のためのガイドラインの整備等も含め、現在「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」において検討中である。したがって、患者調査の統計目的に活用することは現時点では困難である。

また、提供を受けることが可能となった場合においても、DPC 調査データと患者調査データを突合するためのキーとなる番号等を病院側から把握する必要があり、双方を同定・結合することは困難である。

一方、病院で保管されているD P C調査データは、病院外部への提供は困難であると考えられるが、病院で利用すればD P C調査データと患者情報との同定も可能である。しかし、患者調査に必要な全ての調査項目は含まれていないため、これを利用する場合にも他の項目及びD P C対象でない患者については、追加入力が必要であるが、病院が保管するD P C調査データのうち患者調査と同じ項目を電子調査票に転送する機能を組み込むことにより記入者の負担軽減を図ることができる。

(2) レセプト情報の利用

レセプト情報については、診療日の情報が含まれていないため、調査対象患者の抽出や調査日現在の患者の状況を把握することができず、別途診療録情報を確認する作業が必要になるなど、患者調査に利用可能な項目は、生年月日、性、入院・外来別医療保険の種類等の基本情報程度で記入者の負担軽減を図ることは困難である。

一方、医療施設が保管している電子媒体の診療録（カルテ）情報の既存情報は、施設外部への提供は困難であると考えられるが、この情報を医療施設が調査票作成に利用することにより、記入者の負担軽減に繋がる可能性が高いことから、病院が保管する電子媒体の診療録（カルテ）情報を患者調査の電子調査票に転送する機能を組み込むこととする。

2 オンライン調査の導入

政府統計共同利用システム（以下、「共同利用システム」という。）を用いたオンライン調査の導入について、同システムの改修状況等を踏まえて検討を進めること。

【対応】

調査の実施に当たり、経路機関での作業量が大幅に増加し煩雑になるものの、下記（１）～（３）の状況から平成 26 年調査では、まず病院分（病院入院（奇数）票、病院外来（奇数）票、病院偶数票、病院退院票）において共同利用システムを利用したオンライン調査を導入することとする。

なお、一般診療所、歯科診療所へのオンライン調査の導入については、今後の電子調査票による提出状況及び今回の病院での導入結果等を踏まえ引き続き検討することとする。

（１）電子調査票の利用状況

平成 11 年調査より、電子調査票（Excel 形式の電子媒体で厚生労働省 HP からダウンロードして利用。）での提出も可能としたところであるが、平成 23 年調査における利用実績は病院が 17.2%（1,104 施設／6,428 施設）、一般診療所が 1.8%（104 施設／5,738 施設）、歯科診療所が 0.6%（7 施設／1,257 施設）と低調であった。

（２）医療施設の意見

前回調査後に医療施設を訪問し意見を聞いたところ、下記の様な意見が寄せられた。

- ・ 電子調査票の入力は難しいので紙の方がよい。（一般診療所）
- ・ 提出時の院内決裁に紙調査票が必要。（病院）
- ・ 患者数が少ない場合は紙調査票を数人で分担した方が早い。（病院）
- ・ 郵送の手間が省略できるのでオンライン調査を実施して欲しい。（病院）

（３）経路機関で想定される問題点等

本調査は、都道府県（保健統計主管部局）・保健所を経由して実施する調査であり、同じ経路機関を活用する医療施設静態調査における共同利用システムの平成 23 年導入実績を鑑みると、下記の問題が生じることが想定される。

- ・ 紙の調査票、CD-R 等による電子調査票、オンラインによる調査票の提出が混在する上、本調査においては 1 報告者から複数の種類の調査票の回答があるため、経路機関においては受付作業が煩雑となり作業量が増大する。
- ・ 回答状況は調査票の種類ごとに画面を表示して確認するため、1 施設分の確認に病院の調査票 4 種類ごとに画面を表示する必要があり経路機関の作業量が増大する。